令和6年度 定期（毎月）水質検査結果　　松輪配水池系統

	項目(単位)	水質基準	採水月日											
	採水日時	－	4/11 9:54											
	*水温 (℃)	－	15.9											
1	*一般細菌(集落数)	1mℓ中 100 集落以下	0											
2	*大腸菌	検出されないこと	不検出											
3	・カドミウム及びその化合物(mg/ℓ)	Cd値 0.003 mg/ℓ以下	－											
4	・水銀及びその化合物(mg/ℓ)	Hg値 0.0005mg/ℓ以下	－											
5	・セレン及びその化合物(mg/ℓ)	Se値 0.01 mg/ℓ以下	－											
6	・鉛及びその化合物(mg/ℓ)	Pb値 0.01 mg/ℓ以下	－											
7	・ヒ素及びその化合物(mg/ℓ)	As値 0.01 mg/ℓ以下	－											
8	・6価クロム化合物(mg/ℓ)	Cr^{6+}値 0.02 mg/ℓ以下	－											
9	・亜硝酸態窒素(mg/ℓ)	0.04 mg/ℓ以下	－											
10	シアン化物イオン及び塩化シアン(mg/ℓ)	CN値 0.01 mg/ℓ以下	－											
11	・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素(mg/ℓ)	10 mg/ℓ以下	－											
12	・フッ素及びその化合物(mg/ℓ)	F値 0.8 mg/ℓ以下	－											
13	・ホウ素及びその化合物(mg/ℓ)	B値 1.0 mg/ℓ以下	－											
14	・四塩化炭素(mg/ℓ)	0.002 mg/ℓ以下	－											
15	・1,4-ジオキサン(mg/ℓ)	0.05 mg/ℓ以下	－											
16	・ｼｽ-1,2-ジクロロエチレン及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ジクロロエチレン(mg/ℓ)	0.04 mg/ℓ以下	－											
17	・ジクロロメタン(mg/ℓ)	0.02 mg/ℓ以下	－											
18	・テトラクロルエチレン(mg/ℓ)	0.01 mg/ℓ以下	－											
19	・トリクロロエチレン(mg/ℓ)	0.01 mg/ℓ以下	－											
20	・ベンゼン(mg/ℓ)	0.01 mg/ℓ以下	－											
21	+塩素酸(mg/ℓ)	0.6 mg/ℓ以下	－											
22	+クロロ酢酸(mg/ℓ)	0.02 mg/ℓ以下	－											
23	+クロロホルム(mg/ℓ)	0.06 mg/ℓ以下	－											
24	+ジクロロ酢酸(mg/ℓ)	0.03 mg/ℓ以下	－											
25	+ジブロモクロロメタン(mg/ℓ)	0.1 mg/ℓ以下	－											
26	+臭素酸(mg/ℓ)	0.01 mg/ℓ以下	－											
27	+総トリハロメタン(mg/ℓ)	0.1 mg/ℓ以下	－											
28	+トリクロロ酢酸(mg/ℓ)	0.03 mg/ℓ以下	－											
29	+ブロモジクロロメタン(mg/ℓ)	0.03 mg/ℓ以下	－											
30	+ブロモホルム(mg/ℓ)	0.09 mg/ℓ以下	－											
31	+ホルムアルデヒド(mg/ℓ)	0.08 mg/ℓ以下	－											
32	・亜鉛及びその化合物(mg/ℓ)	Zn値 1.0 mg/ℓ以下	－											
33	・アルミニウム及びその化合物(mg/ℓ)	Aℓ値 0.2 mg/ℓ以下	－											
34	・鉄及びその化合物(mg/ℓ)	Fe値 0.3 mg/ℓ以下	－											
35	・銅及びその化合物(mg/ℓ)	Cu値 1.0 mg/ℓ以下	－											
36	・ナトリウム及びその化合物(mg/ℓ)	Na値 200 mg/ℓ以下	－											
37	・マンガン及びその化合物(mg/ℓ)	Mn値0.05 mg/ℓ以下	－											
38	*塩化物イオン(mg/ℓ)	200 mg/ℓ以下	8.4											
39	・ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等[硬度](mg/ℓ)	300 mg/ℓ以下	－											
40	・蒸発残留物(mg/ℓ)	500 mg/ℓ以下	－											
41	・陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	0.2 mg/ℓ以下	－											
42	*ジェオスミン(mg/ℓ)	0.00001mg/ℓ以下	－											
43	*2-メチルイソボルネオール(mg/ℓ)	0.00001mg/ℓ以下	－											
44	・非イオン界面活性剤(mg/ℓ)	0.02 mg/ℓ以下	－											
45	・フェノール類(mg/ℓ)	0.005 mg/ℓ以下	－											
46	*有機物等[全有機炭素(TOC)の量](mg/ℓ)	3 mg/ℓ以下	0.5											
47	*pH値	pH 5.8以上 8.6以下	7.8											
48	*味	異常でないこと	異常なし											
49	*臭気	異常でないこと	異常なし											
50	*色度(度)	5 度 以下	＜0.5											
51	*濁度(度)	2 度 以下	＜0.1											
	*残留塩素(mg/ℓ)	0.1 mg/ℓ以上	0.4											

※注 1 検査は、平成15年労働厚生省令第101号(平成15年5月30日公布、平成16年4月1日施行)に基づく水質基準の検査項目について厚生労働大臣の指定機関(㈱環境計量センター)に依頼し実施した。

2 残留塩素については、水質管理指標として県の指導追加項目として行った。

3 定量限界を下回る場合は、定量限界を数値で示し「000未満（＜000）」と表示した。

4 各項目前の印について *印は省略「不可」(毎月検査)項目、それ以外は概ね3ヶ月に1回の検査(4回/年)項目、ただし・印については過去の結果によって1～3年に1回まで省略可能な項目。

5 +印項目は、検体が原水の場合、検査を実施しなくて良い項目。

6 検査を実施しなかった（省略した）項目については、「－」と表示した。

令和6年度 定期（毎月）水質検査結果　　高山配水池系統

	項目（単位）	水質基準	採水月日											
	採水日時	－	4/11 10:12											
	*水温（℃）	－	16.0											
1	*一般細菌(集落数	1mℓ中 100 集落以下	0											
2	*大腸菌	検出されないこと	不検出											
3	・カドミウム及びその化合物（mg/ℓ）	Cd値 0.003 mg/ℓ以下	－											
4	・水銀及びその化合物（mg/ℓ）	Hg値 0.0005mg/ℓ以下	－											
5	・セレン及びその化合物（mg/ℓ）	Se値 0.01 mg/ℓ以下	－											
6	・鉛及びその化合物（mg/ℓ）	Pb値 0.01 mg/ℓ以下	－											
7	・ヒ素及びその化合物（mg/ℓ）	As値 0.01 mg/ℓ以下	－											
8	・6価クロム化合物（mg/ℓ）	Cr^{6+}値 0.02 mg/ℓ以下	－											
9	・亜硝酸態窒素（mg/ℓ）	0.04 mg/ℓ以下	－											
10	シアン化物イオン及び塩化シアン（mg/ℓ）	CN値 0.01 mg/ℓ以下	－											
11	・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素（mg/ℓ）	10 mg/ℓ以下	－											
12	・フッ素及びその化合物（mg/ℓ）	F値 0.8 mg/ℓ以下	－											
13	・ホウ素及びその化合物（mg/ℓ）	B値 1.0 mg/ℓ以下	－											
14	・四塩化炭素（mg/ℓ）	0.002 mg/ℓ以下	－											
15	・1,4-ジオキサン（mg/ℓ）	0.05 mg/ℓ以下	－											
16	・ｼｽ-1,2-ジクロロエチレン及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ジクロロエチレン（mg/ℓ）	0.04 mg/ℓ以下	－											
17	・ジクロロメタン（mg/ℓ）	0.02 mg/ℓ以下	－											
18	・テトラクロルエチレン（mg/ℓ）	0.01 mg/ℓ以下	－											
19	・トリクロロエチレン（mg/ℓ）	0.01 mg/ℓ以下	－											
20	・ベンゼン（mg/ℓ）	0.01 mg/ℓ以下	－											
21	+塩素酸（mg/ℓ）	0.6 mg/ℓ以下	－											
22	+クロロ酢酸（mg/ℓ）	0.02 mg/ℓ以下	－											
23	+クロロホルム（mg/ℓ）	0.06 mg/ℓ以下	－											
24	+ジクロロ酢酸（mg/ℓ）	0.03 mg/ℓ以下	－											
25	+ジブロモクロロメタン（mg/ℓ）	0.1 mg/ℓ以下	－											
26	+臭素酸（mg/ℓ）	0.01 mg/ℓ以下	－											
27	+総トリハロメタン（mg/ℓ）	0.1 mg/ℓ以下	－											
28	+トリクロロ酢酸（mg/ℓ）	0.03 mg/ℓ以下	－											
29	+ブロモジクロロメタン（mg/ℓ）	0.03 mg/ℓ以下	－											
30	+ブロモホルム（mg/ℓ）	0.09 mg/ℓ以下	－											
31	+ホルムアルデヒド（mg/ℓ）	0.08 mg/ℓ以下	－											
32	・亜鉛及びその化合物（mg/ℓ）	Zn値 1.0 mg/ℓ以下	－											
33	・アルミニウム及びその化合物（mg/ℓ）	Aℓ値 0.2 mg/ℓ以下	－											
34	・鉄及びその化合物（mg/ℓ）	Fe値 0.3 mg/ℓ以下	－											
35	・銅及びその化合物（mg/ℓ）	Cu値 1.0 mg/ℓ以下	－											
36	・ナトリウム及びその化合物（mg/ℓ）	Na値 200 mg/ℓ以下	－											
37	・マンガン及びその化合物（mg/ℓ）	Mn値0.05 mg/ℓ以下	－											
38	*塩化物イオン（mg/ℓ）	200 mg/ℓ以下	8.4											
39	・ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等［硬度］（mg/ℓ）	300 mg/ℓ以下	－											
40	・蒸発残留物（mg/ℓ）	500 mg/ℓ以下	－											
41	・陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.2 mg/ℓ以下	－											
42	*ジェオスミン（mg/ℓ）	0.00001mg/ℓ以下	－											
43	*2-メチルイソボルネオール（mg/ℓ）	0.00001mg/ℓ以下	－											
44	・非イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.02 mg/ℓ以下	－											
45	・フェノール類（mg/ℓ）	0.005 mg/ℓ以下	－											
46	*有機物等［全有機炭素(TOC)の量］（mg/ℓ）	3 mg/ℓ以下	0.5											
47	*ｐＨ値	pH 5.8以上 8.6以下	7.6											
48	*味	異常でないこと	異常なし											
49	*臭気	異常でないこと	異常なし											
50	*色度（度）	5 度 以下	＜0.5											
51	*濁度（度）	2 度 以下	＜0.1											
	*残留塩素（mg/ℓ）	0.1 mg/ℓ以上	0.4											

※注　1　検査は、平成15年労働厚生省令第101号(平成15年5月30日公布、平成16年4月1日施行)に基づく水質基準の検査項目について厚生労働大臣の指定機関(㈱環境計量センター)に依頼し実施した。

2　残留塩素については、水質管理指標として県の指導追加項目として行った。

3　定量限界を下回る場合は、定量限界を数値で示し「000未満（＜000）」と表示した。

4　各項目前の印について *印は省略「不可」(毎月検査)項目、それ以外は概ね3ヶ月に1回の検査(4回/年)項目、ただし・印については過去の結果によって1～3年に1回まで省略可能な項目。

5　+印項目は、検体が原水の場合、検査を実施しなくて良い項目。

6　検査を実施しなかった（省略した）項目については、「－」と表示した。

令和6年度 定期（毎月）水質検査結果　　ずい道配水池系統

	項目(単位)	水質基準	採水月日											
	採水日時	－	4/11 10:28											
	*水温 (℃)	－	15.0											
1	*一般細菌(集落数)	1mℓ中 100 集落以下	0											
2	*大腸菌	検出されないこと	不検出											
3	・カドミウム及びその化合物(mg/ℓ)	Cd値 0.003 mg/ℓ以下	－											
4	・水銀及びその化合物(mg/ℓ)	Hg値 0.0005mg/ℓ以下	－											
5	・セレン及びその化合物(mg/ℓ)	Se値 0.01 mg/ℓ以下	－											
6	・鉛及びその化合物(mg/ℓ)	Pb値 0.01 mg/ℓ以下	－											
7	・ヒ素及びその化合物(mg/ℓ)	As値 0.01 mg/ℓ以下	－											
8	・6価クロム化合物(mg/ℓ)	Cr^{6+}値 0.02 mg/ℓ以下	－											
9	・亜硝酸態窒素(mg/ℓ)	0.04 mg/ℓ以下	－											
10	シアン化物イオン及び塩化シアン(mg/ℓ)	CN値 0.01 mg/ℓ以下	－											
11	・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素(mg/ℓ)	10 mg/ℓ以下	－											
12	・フッ素及びその化合物(mg/ℓ)	F値 0.8 mg/ℓ以下	－											
13	・ホウ素及びその化合物(mg/ℓ)	B値 1.0 mg/ℓ以下	－											
14	・四塩化炭素(mg/ℓ)	0.002 mg/ℓ以下	－											
15	・1,4-ジオキサン(mg/ℓ)	0.05 mg/ℓ以下	－											
16	・ｼｽ-1,2-ジクロロエチレン及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ジクロロエチレン(mg/ℓ)	0.04 mg/ℓ以下	－											
17	・ジクロロメタン(mg/ℓ)	0.02 mg/ℓ以下	－											
18	・テトラクロルエチレン(mg/ℓ)	0.01 mg/ℓ以下	－											
19	・トリクロロエチレン(mg/ℓ)	0.01 mg/ℓ以下	－											
20	・ベンゼン(mg/ℓ)	0.01 mg/ℓ以下	－											
21	+塩素酸(mg/ℓ)	0.6 mg/ℓ以下	－											
22	+クロロ酢酸(mg/ℓ)	0.02 mg/ℓ以下	－											
23	+クロロホルム(mg/ℓ)	0.06 mg/ℓ以下	－											
24	+ジクロロ酢酸(mg/ℓ)	0.03 mg/ℓ以下	－											
25	+ジブロモクロロメタン(mg/ℓ)	0.1 mg/ℓ以下	－											
26	+臭素酸(mg/ℓ)	0.01 mg/ℓ以下	－											
27	+総トリハロメタン(mg/ℓ)	0.1 mg/ℓ以下	－											
28	+トリクロロ酢酸(mg/ℓ)	0.03 mg/ℓ以下	－											
29	+ブロモジクロロメタン(mg/ℓ)	0.03 mg/ℓ以下	－											
30	+ブロモホルム(mg/ℓ)	0.09 mg/ℓ以下	－											
31	+ホルムアルデヒド(mg/ℓ)	0.08 mg/ℓ以下	－											
32	・亜鉛及びその化合物(mg/ℓ)	Zn値 1.0 mg/ℓ以下	－											
33	・アルミニウム及びその化合物(mg/ℓ)	Aℓ値 0.2 mg/ℓ以下	－											
34	・鉄及びその化合物(mg/ℓ)	Fe値 0.3 mg/ℓ以下	－											
35	・銅及びその化合物(mg/ℓ)	Cu値 1.0 mg/ℓ以下	－											
36	・ナトリウム及びその化合物(mg/ℓ)	Na値 200 mg/ℓ以下	－											
37	・マンガン及びその化合物(mg/ℓ)	Mn値0.05 mg/ℓ以下	－											
38	*塩化物イオン(mg/ℓ)	200 mg/ℓ以下	8.2											
39	・ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等[硬度](mg/ℓ)	300 mg/ℓ以下	－											
40	・蒸発残留物(mg/ℓ)	500 mg/ℓ以下	－											
41	・陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	0.2 mg/ℓ以下	－											
42	*ジェオスミン(mg/ℓ)	0.00001mg/ℓ以下	－											
43	*2-メチルイソボルネオール(mg/ℓ)	0.00001mg/ℓ以下	－											
44	・非イオン界面活性剤(mg/ℓ)	0.02 mg/ℓ以下	－											
45	・フェノール類(mg/ℓ)	0.005 mg/ℓ以下	－											
46	*有機物等[全有機炭素(TOC)の量](mg/ℓ)	3 mg/ℓ以下	0.5											
47	*pH値	pH 5.8以上 8.6以下	7.6											
48	*味	異常でないこと	異常なし											
49	*臭気	異常でないこと	異常なし											
50	*色度(度)	5 度 以下	＜0.5											
51	*濁度(度)	2 度 以下	＜0.1											
	*残留塩素(mg/ℓ)	0.1 mg/ℓ以上	0.5											

※注 1 検査は、平成15年労働厚生省令第101号(平成15年5月30日公布、平成16年4月1日施行)に基づく水質基準の検査項目について厚生労働大臣の指定機関(㈱環境計量センター)に依頼し実施した。

2 残留塩素については、水質管理指標として県の指導追加項目として行った。

3 定量限界を下回る場合は、定量限界を数値で示し「000未満（＜000）」と表示した。

4 各項目前の印について *印は省略「不可」(毎月検査)項目、それ以外は概ね3ヶ月に1回の検査(4回/年)項目、ただし・印については過去の結果によって1～3年に1回まで省略可能な項目。

5 +印項目は、検体が原水の場合、検査を実施しなくて良い項目。

6 検査を実施しなかった（省略した）項目については、「－」と表示した。

令和6年度 定期（毎月）水質検査結果　　小網代配水塔系統

	項目(単位)	水質基準	採水月日											
	採水日時	－	4/11 10:45											
	*水温 (℃)	－	14.9											
1	*一般細菌(集落数)	1mℓ中 100 集落以下	0											
2	*大腸菌	検出されないこと	不検出											
3	・カドミウム及びその化合物(mg/ℓ)	Cd値 0.003 mg/ℓ以下	－											
4	・水銀及びその化合物(mg/ℓ)	Hg値 0.0005mg/ℓ以下	－											
5	・セレン及びその化合物(mg/ℓ)	Se値 0.01 mg/ℓ以下	－											
6	・鉛及びその化合物(mg/ℓ)	Pb値 0.01 mg/ℓ以下	－											
7	・ヒ素及びその化合物(mg/ℓ)	As値 0.01 mg/ℓ以下	－											
8	・6価クロム化合物(mg/ℓ)	Cr^{6+}値 0.02 mg/ℓ以下	－											
9	・亜硝酸態窒素(mg/ℓ)	0.04 mg/ℓ以下	－											
10	シアン化物イオン及び塩化シアン(mg/ℓ)	CN値 0.01 mg/ℓ以下	－											
11	・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素(mg/ℓ)	10 mg/ℓ以下	－											
12	・フッ素及びその化合物(mg/ℓ)	F値 0.8 mg/ℓ以下	－											
13	・ホウ素及びその化合物(mg/ℓ)	B値 1.0 mg/ℓ以下	－											
14	・四塩化炭素(mg/ℓ)	0.002 mg/ℓ以下	－											
15	・1,4-ジオキサン(mg/ℓ)	0.05 mg/ℓ以下	－											
16	・ｼｽ-1,2-ジクロロエチレン及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ジクロロエチレン(mg/ℓ)	0.04 mg/ℓ以下	－											
17	・ジクロロメタン(mg/ℓ)	0.02 mg/ℓ以下	－											
18	・テトラクロルエチレン(mg/ℓ)	0.01 mg/ℓ以下	－											
19	・トリクロロエチレン(mg/ℓ)	0.01 mg/ℓ以下	－											
20	・ベンゼン(mg/ℓ)	0.01 mg/ℓ以下	－											
21	+塩素酸(mg/ℓ)	0.6 mg/ℓ以下	－											
22	+クロロ酢酸(mg/ℓ)	0.02 mg/ℓ以下	－											
23	+クロロホルム(mg/ℓ)	0.06 mg/ℓ以下	－											
24	+ジクロロ酢酸(mg/ℓ)	0.03 mg/ℓ以下	－											
25	+ジブロモクロロメタン(mg/ℓ)	0.1 mg/ℓ以下	－											
26	+臭素酸(mg/ℓ)	0.01 mg/ℓ以下	－											
27	+総トリハロメタン(mg/ℓ)	0.1 mg/ℓ以下	－											
28	+トリクロロ酢酸(mg/ℓ)	0.03 mg/ℓ以下	－											
29	+ブロモジクロロメタン(mg/ℓ)	0.03 mg/ℓ以下	－											
30	+ブロモホルム(mg/ℓ)	0.09 mg/ℓ以下	－											
31	+ホルムアルデヒド(mg/ℓ)	0.08 mg/ℓ以下	－											
32	・亜鉛及びその化合物(mg/ℓ)	Zn値 1.0 mg/ℓ以下	－											
33	・アルミニウム及びその化合物(mg/ℓ)	Aℓ値 0.2 mg/ℓ以下	－											
34	・鉄及びその化合物(mg/ℓ)	Fe値 0.3 mg/ℓ以下	－											
35	・銅及びその化合物(mg/ℓ)	Cu値 1.0 mg/ℓ以下	－											
36	・ナトリウム及びその化合物(mg/ℓ)	Na値 200 mg/ℓ以下	－											
37	・マンガン及びその化合物(mg/ℓ)	Mn値0.05 mg/ℓ以下	－											
38	*塩化物イオン(mg/ℓ)	200 mg/ℓ以下	8.3											
39	・ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等[硬度](mg/ℓ)	300 mg/ℓ以下	－											
40	・蒸発残留物(mg/ℓ)	500 mg/ℓ以下	－											
41	・陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	0.2 mg/ℓ以下	－											
42	*ジェオスミン(mg/ℓ)	0.00001mg/ℓ以下	－											
43	*2-メチルイソボルネオール(mg/ℓ)	0.00001mg/ℓ以下	－											
44	・非イオン界面活性剤(mg/ℓ)	0.02 mg/ℓ以下	－											
45	・フェノール類(mg/ℓ)	0.005 mg/ℓ以下	－											
46	*有機物等[全有機炭素(TOC)の量](mg/ℓ)	3 mg/ℓ以下	0.5											
47	*pH値	pH 5.8以上 8.6以下	7.7											
48	*味	異常でないこと	異常なし											
49	*臭気	異常でないこと	異常なし											
50	*色度(度)	5 度 以下	＜0.5											
51	*濁度(度)	2 度 以下	＜0.1											
	*残留塩素(mg/ℓ)	0.1 mg/ℓ以上	0.4											

※注 1 検査は、平成15年労働厚生省令第101号(平成15年5月30日公布、平成16年4月1日施行)に基づく水質基準の検査項目について厚生労働大臣の指定機関(㈱環境計量センター)に依頼し実施した。

2 残留塩素については、水質管理指標として県の指導追加項目として行った。

3 定量限界を下回る場合は、定量限界を数値で示し「000未満（＜000）」と表示した。

4 各項目前の印について *印は省略「不可」(毎月検査)項目、それ以外は概ね3ヶ月に1回の検査(4回/年)項目、ただし・印については過去の結果によって1～3年に1回まで省略可能な項目。

5 +印項目は、検体が原水の場合、検査を実施しなくて良い項目。

6 検査を実施しなかった（省略した）項目については、「－」と表示した。